

大分労働局発表  
平成23年11月25日

大分労働局職業安定部職業対策課  
担当 課長 木本 英光  
障害者雇用担当官 酒井 幸弘  
電話 097-535-2090 内線 304

## 平成23年 障害者雇用状況の集計結果について

(平成23年6月1日現在)

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて、身体障害者又は知的障害者の雇用義務がある事業主などから、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について報告を求めています。

大分労働局(局長 久保雅裕)では、今般、平成23年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめました。

### ポイント

【民間企業(56人以上規模)】(法定雇用率1.8%)  
雇用障害者数2,235.5人と対前年比で169.5人増加  
実雇用率は2.00%(全国平均1.65%)  
法定雇用率達成企業の割合は59.1%(全国平均45.3%)

### 【公的機関】

県の機関(法定雇用率2.1%)  
雇用障害者数94.5人、実雇用率2.04%  
市町村の機関(法定雇用率2.1%)  
雇用障害者数226.5人、実雇用率2.15%  
教育委員会(法定雇用率2.0%)  
県教育委員会:雇用障害者数109.5人、実雇用率1.43%  
市教育委員会:雇用障害者数4.0人、実雇用率2.42%

大分労働局は、法定雇用率を下回る民間企業及び地方公共団体に対し、引き続き障害者の雇用促進に向けた一層の指導を行っていきます。

## 【 結果の概要 】

(注)平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等(P8~11参照)があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

### 1. 民間企業における雇用状況

#### (1) 雇用されている障害者の数、実雇用率

1.8%の法定雇用率が適用される常用労働者56人以上規模の企業に雇用されている障害者の数(注1)は、2,235.5人となった(仮に、本年について改正前の制度に基づき、重度以外の短時間身体障害者と短時間知的障害者を除いて計算したとすると、2,173.5人となり、前年より5.2%(107.5人)増加となる)

実雇用率(注2)は、2.00%(全国平均1.65%)であった(仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると2.19%程度となるものと推計される)

(第1表 民間企業における障害者の雇用状況)

#### (2) 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56~100人未満規模企業で351.0人、100~300人未満で790.5人、300~500人未満で543.5人、500人以上で550.5人であった。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率2.00%と比較すると、300~500人未満規模企業(3.75%)は上回った。

56~100人未満(1.83%)、100~300人未満(1.78%)、500人以上規模企業(1.65%)については下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、56~100人未満規模企業が56.9%、100~300人未満が61.8%、300~500人未満が66.7%、500人以上が36.0%であった。

(第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況)

#### (3) 産業別の状況

雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が2.0人、「鉱業、採石業、砂利採取業」が3.0人、「建設業」が32.0人、「製造業」が576.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が5.0人、「情報通信業」が22.0人、「運輸業、郵便業」が109.5人、「卸売業、小売業」が236.5人、「金融業、保険業」が93.0人、「不動産業、物品賃貸業」が8.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が14.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が96.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が20.0人、「教育・学習支援業」が26.0人、「医療・福祉」が797.5人、「複合サービス事業」が52.0人、「サービス業」が142.5人であった。

実雇用率は、医療・福祉(3.26%)、サービス業(2.27%)、金融・保険業(2.00%)などの産業において高くなっている。

(第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況)

## 2. 地方公共団体における在職状況

### (1) 都道府県の機関

都道府県の機関(法定雇用率 2.1%)に在職している障害者の数は 94.5 人、実雇用率は 2.04%であった(仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると 2.02%となるものと推測される)。

(第4表 法定雇用率 2.1%が適用される地方公共団体)

### (2) 市町村の機関

市町村の機関(法定雇用率 2.1%)に在職している障害者の数は 226.5 人、実雇用率は 2.15%であった(仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると 2.18%となるものと推測される)。

(第4表 法定雇用率 2.1%が適用される地方公共団体)

### (3) 教育委員会

法定雇用率 2.0%が適用される県及び市教育委員会に在職している障害者の数は、113.5 人、実雇用率は 1.45%(県教育委員会は 1.43%、市教育委員会は 2.42%)であった(仮に、本年について改正前の制度に基づいて計算したとすると、県教育委員会は 1.64%、市教育委員会は 2.42%となるものと推測される)。

(第4表 法定雇用率 2.0%が適用される都道府県等の教育委員会)

(注1)・・・重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。(重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである)

(注2)・・・雇用している障害者の数を常用労働者数で除した割合。常用労働者数は、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。(除外率制度についてはP10参照)

第1表 民間企業における障害者の雇用状況

平成23年6月1日現在

年度	企業数	算定の基礎となる労働者数	障害者の数					実雇用率 E/ ×100	法定雇用率 達成企業 の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5		
23年度	638	人 111,542.5	人 530.0	37.0	1,064.0	人 149.0	人 2,235.5	% 2.00	% 59.1
22年度	586	人 95,519.0	人 517.0	35.0	988.0	人 18.0	人 2,066.0	% 2.16	% 60.1

(23年度 資料出所 大分労働局集計)

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

平成23年6月1日現在

区分	企業数	算定の基礎となる労働者数	障害者の数					実雇用率 E ÷ ×100	法定雇用率 達成企業 の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5		
56 ~ 100人未満	企業 267 (244)	人 19,226.5 (17,702.0)	人 69 (78)	4 (5)	188 (201)	人 42 (6)	人 351.0 (365.0)	% 1.83 (2.06)	% 56.9 (54.9)
100 ~ 300人未満	301 (280)	44,519.0 (39,621.0)	152 (154)	17 (12)	445 (438)	49 (7)	790.5 (761.5)	1.78 (1.92)	61.8 (67.1)
300 ~ 500人未満	45 (42)	14,500.0 (12,783.0)	165 (163)	5 (5)	194 (163)	29 (5)	543.5 (496.5)	3.75 (3.88)	66.7 (52.4)
500人以上	25 (20)	33,297.0 (25,413.0)	144 (122)	11 (13)	237 (186)	29 (0)	550.5 (443.0)	1.65 (1.74)	36.0 (40.0)
規模計	638 (586)	111,542.5 (95,519.0)	530.0 (517.0)	37.0 (35.0)	1,064.0 (988.0)	149 (18)	2,235.5 (2,066.0)	2.00 (2.16)	59.1 (60.1)

( )内は平成22年度分

(23年度 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1 欄の「算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である。(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、本年と前年の数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

第3表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

平成23年6月1日現在

区 分	企業数	算定の基礎となる労働者数	障 害 者 の 数					E. 計 A×2+ B+C+D×0.5	実雇用率 E/ ×100	法定雇用率 達成企業 の割合	法定雇用率達成企業数
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者	人				
農・林業	企業 0 (1)	人 0.0 (64.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (1)	人 0 (0)	人 0.0 (1.0)	% 0.00 (1.56)	% - (100.0)	企業 0 (1)	
漁業	1 (1)	142.0 (137.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	1.41 (1.46)	100.0 (100.0)	1 (1)	
鉱・採石・砂利採取業	1 (2)	310.0 (329.0)	0 (1)	1 (0)	2 (2)	0 (0)	3.0 (4.0)	0.97 (1.22)	0.0 (50.0)	0 (1)	
建設業	23 (16)	2412.5 (1,781.0)	7 (7)	0 (0)	18 (17)	0 (0)	32.0 (31.0)	1.33 (1.74)	43.5 (56.2)	10 (9)	
製造業	158 (144)	31931.5 (29,201.0)	130 (116)	1 (3)	308 (269)	14 (5)	576.0 (506.5)	1.80 (1.73)	60.8 (63.2)	96 (91)	
食料品・たばこ	36	5,281.5	7	1	69	7	87.5	1.66	61.1	22	
繊維工業	6	621.5	14	0	16	1	44.5	7.16	66.7	4	
木材・家具	4	375.0	4	0	4	0	12.0	3.20	100.0	4	
パルプ・紙・印刷	12	1,400.0	7	0	14	0	28.0	2.00	91.7	11	
化学工業	9	1,495.0	6	0	16	0	28.0	1.87	88.9	8	
窯業・土石	5	411.0	0	0	4	0	4.0	0.97	80.0	4	
鉄鋼	2	312.5	0	0	3	0	3.0	0.96	0.0	0	
非鉄金属	2	572.0	1	0	2	0	4.0	0.70	0.0	0	
金属製品	13	1,191.5	1	0	8	0	10.0	0.84	46.2	6	
電気機械	15	2,631.5	6	0	24	0	36.0	1.37	53.3	8	
その他機械	43	14,206.0	73	0	98	5	246.5	1.74	53.5	23	
その他	11	3,434.0	11	0	50	1	72.5	2.11	54.5	6	
電気・ガス・熱供給業	3 (2)	271.0 (204.0)	1 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	5.0 (4.0)	1.85 (1.96)	66.7 (100.0)	2 (2)	
情報通信業	12 (14)	1,708.5 (1,963.0)	5 (6)	0 (0)	12 (14)	0 (0)	22.0 (26.0)	1.29 (1.32)	58.3 (64.3)	7 (9)	
運輸・郵便業	38 (35)	6,074.5 (5,047.0)	15 (14)	2 (2)	77 (77)	1 (0)	109.5 (107.0)	1.80 (2.12)	55.3 (62.9)	21 (22)	
卸売・小売業	84 (82)	17,496.0 (14,359.0)	56 (59)	9 (9)	101 (87)	29 (4)	236.5 (216.0)	1.35 (1.50)	47.6 (48.8)	40 (40)	
金融・保険業	9 (9)	4,657.5 (4,257.0)	24 (18)	0 (0)	43 (35)	4 (0)	93.0 (71.0)	2.00 (1.67)	77.8 (55.6)	7 (5)	
不動産・物品賃貸業	7 (7)	594.5 (581.0)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	8.0 (8.0)	1.35 (1.38)	71.4 (57.1)	5 (4)	
学術・専門・技術サービス業	8 (8)	775.0 (775.0)	4 (6)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	14.0 (17.0)	1.81 (2.19)	50.0 (62.5)	4 (5)	
宿泊・飲食サービス業	26 (25)	7,725.0 (5,468.0)	19 (18)	2 (5)	53 (51)	7 (0)	96.5 (92.0)	1.25 (1.68)	46.2 (48.0)	12 (12)	
生活関連サービス・業娯楽	18 (18)	1,688.0 (1,713.0)	3 (7)	1 (1)	13 (17)	0 (0)	20.0 (32.0)	1.18 (1.87)	33.3 (50.0)	6 (9)	
教育・学習支援業	12 (12)	1,688.0 (1,588.0)	8 (7)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	26.0 (24.0)	1.54 (1.51)	75.0 (66.7)	9 (8)	
医療・福祉	180 (161)	24,437.0 (19,883.0)	222 (228)	13 (12)	301 (295)	79 (8)	797.5 (767.0)	3.26 (3.86)	65.0 (65.2)	117 (105)	
複合サービス事業	10 (10)	3,344.0 (3,146.0)	12 (10)	1 (0)	27 (30)	0 (0)	52.0 (50.0)	1.56 (1.59)	50.0 (40.0)	5 (4)	
サービス業	48 (39)	6,287.5 (5,023.0)	24 (20)	7 (3)	80 (64)	15 (1)	142.5 (107.5)	2.27 (2.14)	72.9 (61.5)	35 (24)	
産 業 計	638 (586)	111,542.5 (95,519.0)	530 (517)	37 (35)	1,064 (988)	149 (18)	2,235.5 (2066.0)	2.00 (2.16)	59.1 (60.1)	377 (352)	

注) ( )内は平成22年度分

(平成23年度 資料出所 大分労働局集計)

## 第4表 地方公共団体における障害者の在職状況

法定雇用率2.1 %が適用される地方公共団体

平成23年6月1日現在

		算定の基礎となる職員数	障害者の数					実雇用率 E ÷ × 100
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	
		人	人	人	人	人	人	%
雇用率 2.1% 適用機関	県 4 機関	4,624.5 (4,698.0)	17 (21)	3 (0)	47 (58)	21.0 (0.0)	94.5 (100.0)	2.04 (2.13)
	市町村 2 4 機関	10,525.5 (10,453.0)	42 (45)	5 (0)	127 (149)	21.0 (1.0)	226.5 (239.5)	2.15 (2.29)
	合計	15,150.0 (15,151.0)	59 (66)	8 (0)	174 (207)	42.0 (1.0)	321.0 (339.5)	2.12 (2.24)

(平成23年度 資料出所 大分労働局集計)

法定雇用率2.0 %が適用される県及び市の教育委員会

雇用率 2.0% 適用機関 (教育委員会)	県 1 機関	7,681.0 (6,707.0)	26 (24)	2 (2)	55 (57)	1.0 (0.0)	109.5 (107.0)	1.43 (1.60)
	市町村 1 機関	165.0 (170.0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	4.0 (4.0)	2.42 (2.35)
	合計	7,846.0 (6,877.0)	28 (26)	2 (2)	55 (57)	1.0 (0.0)	113.5 (111.0)	1.45 (1.61)

(平成23年度 資料出所 大分労働局集計)

- 注) 1 欄の「算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 ( )内は平成22年6月1日現在の数値である(D欄は精神障害者である短時間勤務職員のみ)。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体

平成23年6月1日現在

機関名	算定の基礎となる職員数	障害者の数	雇用率	不足数	備考
大分県知事部局	3,822.0	81.5	2.13		
大分県企業局	62.0	1.0	1.61		
大分県病院局	373.0	5.0	1.34	2.0	
大分県警察本部	368.5	7.0	1.90		
大分市役所	2,430.5	51.5	2.12		
別府市役所	714.0	17.0	2.38		
中津市役所	923.0	14.0	1.52	5.0	
日田市役所	585.0	10.0	1.71	2.0	
臼杵市役所	302.5	7.0	2.31		
佐伯市役所	911.0	23.0	2.52		
宇佐市役所	519.0	13.0	2.50		
豊後大野市役所	516.0	11.0	2.13		
杵築市役所	382.0	8.0	2.09		
国東市役所	390.0	9.0	2.31		
由布市役所	332.0	6.0	1.81		
津久見市役所	131.0	4.0	3.10		
豊後高田市役所	240.0	6.0	2.50		
竹田市役所	505.5	11.5	2.27		
玖珠町役場	179.0	4.0	2.23		
九重町役場	120.0	2.0	1.67		
日出町役場	158.0	5.0	3.16		
姫島村役場	178.0	2.0	1.12	1.0	
大分市教育委員会	454.0	10.5	2.31		
日田市教育委員会	75.0	2.0	2.67		
臼杵市教育委員会	77.0	3.0	3.90		
杵築市教育委員会	71.0	0.0	0.00	1.0	
大分市水道局	251.0	5.0	1.99		
別府市水道局	81.0	2.0	2.47		

法定雇用率2.0%が適用される教育委員会

機関名	算定の基礎となる職員数	障害者の数	雇用率	不足数	備考
大分県教育委員会	7,681.0	109.5	1.43	43.5	
別府市教育委員会	165.0	4.0	2.42		

- 注 1 欄の「算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……………
  - 一般の民間企業 …………… 1. 8 %  
（56人以上規模の企業）
  - 特殊法人等 …………… 2. 1 %  
〔労働者数48人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 1 %  
（48人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 0 %  
（50人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。（重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者がカウント対象となったのは今回の報告からである）

※ なお、上記雇用率の設定の際には、分母から除外率相当労働者数を除いて設定している（除外率制度についてはP11参照）。

◎ 障害者雇用率制度における短時間労働の取扱いについて

- 障害者雇用率制度における身体障害者及び知的障害者である短時間労働者の取扱いについて

平成22年7月1日から、障害者雇用率制度において、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）を雇用義務の対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【障害者である短時間労働者のカウントの方法は以下のとおり】

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	○	△
重度	◎	○
知的障害者	○	△
重度	◎	○
精神障害者	○	△

今回の改正点

○ = 1カウント  
◎ = 2カウント  
△ = 0.5カウント

- 障害者雇用率制度における障害者ではない短時間労働者の取扱いについて  
短時間労働者である身体障害者又は知的障害者を雇用義務の対象とすることと合わせ、平成22年7月から、障害者雇用率制度において、障害者ではない短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）も実雇用率の算定対象とし、実雇用率のカウントを0.5カウントとすることとしている。

【今回の改正による実雇用率等の計算方法は以下のとおり】

$$\begin{aligned}
 \text{実雇用率} &= \frac{\text{障害者である労働者※の数} + \text{障害者である短時間労働者の数} \times 0.5}{\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5} \\
 \text{法定雇用障害者数（障害者の雇用義務数）} &= (\text{労働者※の数} + \text{短時間労働者の数} \times 0.5) \times 1.8\%
 \end{aligned}$$

今回の改正点

※ 「労働者」には短時間労働者は含まれていない

※※ 小数点以下は切捨て

## ◎ 除外率制度について

### ○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

### ○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

◎ 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	→ 0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	→ 0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	→ 5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	→ 10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	→ 15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	→ 20%
・港湾運送業	35%	→ 25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	→ 30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	→ 35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	→ 40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	→ 45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	→ 50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	→ 55%
・幼稚園	70%	→ 60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	→ 80%